

下記の内容を十分にご確認ください

## とちぎ中国語クール受講約款

この規約は、とちぎ中国語スクール入学にあたり、大切な項目を記載した書面です。ご入学を検討される際、または正式な入学申込手続き(入学申込書へのご署名)前によくお読みください。

### 第1条 入学手続き・契約の成立

受講者は、以下の条項を承諾の上、入学申込書に必要事項を記入し、とちぎ中国語スクールに対して受講の申込みを行い、とちぎ中国語スクールがこれを承諾した時点で契約が成立とします。受講者が未成年の場合は、親権者の同意を確認した上で、本契約の成立とします。

### 第2条 受講内容・授業料・授業形式・学習期間などについて

当校のホームページ (<http://www.tcs-languagestudy.com>) をご覧ください。

### 第3条 受講料のお支払いについて

下記の条項は、個人の受講生に適用されます。法人向けの受講料のお支払いについては、別紙をご参照ください。受講期間・レッスン数・受講料などについては、当校のホームページ (<http://www.tcs-languagestudy.com>) をご覧ください。

#### ➤ 長期受講

##### 支払方法：月謝制、口座引落

受講料は毎月支払うこととなります。月の途中から通学される場合、その月の受講料は受講回数分のみとなります。なお、受講料の3ヶ月分をまとめて前納することも可能です。(※事前申請が必要です。)

1. 入学の際、「預金口座振替依頼書」をご記入・ご捺印の上ご提出ください。
2. 毎月27日(該当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌日)に、翌月分の月謝をご指定の銀行口座より引き落します。引落手数料(月162円)は受講生の負担となります。
3. 口座振替の手続きをしてから引き落としが開始されるまで2～3ヶ月かかります。口座振替開始までの受講料は現金にてお支払いください。

➤ **短期受講**

**支払方法：一括払い、現金支払または銀行振込**

**1. 受講期間3ヶ月未満の場合**

受講料は一括払いとなります。講座開講日の**3日前までに**、現金払い、または銀行振込にて受講料をお支払いください。銀行振込手数料は受講生の負担となります。

**2. 受講期間3ヶ月以上の場合**

受講料は毎月分割してお支払いいただけます。

- ① 受講料を現金にてお支払いの場合、月末までに翌月分の授業料をお支払いください。新入生徒の場合は、初回目のレッスン時に、当月分の受講料をお支払いください。
- ② 銀行振込による受講料をお支払いの場合、毎月27日（該当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌日）に、とちぎ中国語スクールの指定口座に、翌月分の月謝をご入金ください。銀行振込手数料は受講生の負担となります。

**第4条 レッスン回数、時間数・休校日について**

レッスン回数、時間数は、受講コースによって異なります。詳細については、各コースでご確認ください。年間の休日は、日・祝日、年末年始、ゴールデンウィーク、およびお盆休みそれぞれ5～7日間となります。詳細については、スクールカレンダーをご確認ください。なお、プライベートレッスン（1対1）、セミプライベートレッスン（1対2）、日曜日開講されている講座などに関しては、休日にも関わらず、受講生のご要望に合わせて随時対応しております。

**第5条 遅刻・欠席について**

➤ **グループレッスン（GL）の場合**

**30分以内**の遅刻は、特に連絡する必要がありません。ただし、授業開始時間より30分経過しても、クラス全員欠席の場合、授業がキャンセルとなりますので、ご注意ください。

➤ **プライベートレッスン（PL）1対1・セミプライベートレッスン（SPL）1対2の場合**

遅刻、もしくは欠席する際は、必ず担任講師まで直接ご連絡くださいます。

授業開始時間より15分経過しても連絡がない場合、授業がキャンセルとなりますので、ご注意ください。

※ 個人のご都合により受講できない場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

## 第6条 振替授業について

### ➤ グループレッスン(G L)の場合

決まったクラスの授業に出られない場合、レベルの近いクラスで振替受講することが可能です。

1. 振替受講の回数は、月に1回までとさせていただきます。
2. 振替受講はできるだけ2ヶ月以内にしてください。
3. クラスが定員になった場合、振替受講できない場合もありますので、必ず事前にご予約ください。
4. レベルの近いクラスがない場合、プライベートレッスン(1対1)、特別料金(通常料金の80%)で補習を行うことが可能なので、担任講師とご相談ください。この場合、グループレッスンの受講料を返済しませんので、ご了承ください。

### ➤ プライベートレッスン(P L) 1対1・セミプライベートレッスン(S P L) 1対2の場合

決まった授業に出られない場合、前日19:00までにご連絡いただければ、後日振替受講することが可能です。それ以降のキャンセル、およびレッスン当日キャンセルの場合、振替受講はできません。なお、受講の有無にかかわらず受講料をお支払いいただきますので、ご注意ください。

## 第7条 休学制度について

### ➤ 長期受講の場合

1ヶ月単位で3ヶ月まで休学できます。長期出張・入院・出産など特別な理由がある場合、最長6ヶ月までの休学が認められます。休学期間中の受講料はいただきませんが、教室維持費は返金いたしません。いずれの場合も休学される2ヶ月前までに、「休学届」をご提出ください。その場合、受講料を引き落とされません。2ヶ月をきりますと、銀行口座から月謝が引き落とされる場

合がありますので、ご了承ください。なお、引き落とされた月謝につきまして、返金はいたしません。

➤ **短期受講の場合**

休学の適用はありません。有効期間内で所定回数を受講してください。

## 第8条 退学について

### 1. 契約解除・クーリングオフ

申込手続きの日から起算して8日を経過するまでの間は、「クーリングオフの通知書」を提出することにより、申込を解除することができます。一旦納入された金、受講料、教材費、教室維持費などは全額返金いたします。すでに授業が開始されていた場合でも、納入金は全額返金いたします。返金が振り込みによる場合、振込み手数料は当会が負担いたします。入学申込解除に伴う手数料は一切かかりません。

※ 短期集中レッスンの場合、クーリングオフの適用除外となります。

### 2 クーリング オフの期間延長

クーリング オフ期間内に当校による、不実告知、威迫行為などにより、クーリング オフができなかった場合、当校は「クーリングオフ妨害解消のための書面」を発行します。この書面発行の日から8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行なうことができます。

### 3 契約解除・中途退学

➤ **長期受講（支払方法：月謝制、口座引落）の場合**

退学する月の2ヶ月前までに、「退学届」をご提出ください。その場合、受講料を引き落とされません。2ヶ月をきりますと、銀行口座から月謝が引き落とされる場合がありますので、ご了承ください。なお、引き落とされた月謝につきまして、返金はいたしません。

受講料を3ヶ月分まとめて前納された方については、「退学届」を提出した時点で、すでに受講された月数分の受講料を差し引いた残額から、解約手数料（残額の20%に相当する額または5万円のいずれか低い額）を引いた額を返金いたします。

➤ **短期受講（支払方法：一括払い、現金支払または銀行振込）の場合**

転勤・海外赴任などのため授業を継続することができない場合、退学す

る日の15日前までに「退学届」をご提出ください。すでに受講された回数分の受講料を差し引いた残額から、解約手数料（残額の20%に相当する額または5万円のいずれか低い額）を引いた額を返金いたします。受講されたレッスンの受講料の計算方法は、レッスン単価×受講回数となります。

退学する日の15日前過ぎても「退学届」の提出がない場合、受講の有無にかかわらず、返金できませんのでご了承ください。

退学にあたって、一旦納入された入学金、教室維持費、教材費は返金いたしません。返金金額を受講生の口座に振り込む場合の振込手数料は受講生の負担とします。

#### 第9条 学習相談について

全コースについて、常時、進級、学習上の相談に応じます。また、受講期間が終了した時点で、継続される方には適切なクラスをご案内します。

#### 第10条 その他の注意事項

1. 当校は、受講生に良い環境で良いレッスンを受けていただくことを基本理念としております。他の受講生・スタッフへの迷惑行為（暴力・セクシャルハラスメント・当校の許可のない営業活動・宗教活動など）があった場合、また、当校の運営に支障を来すような行動をとられた場合は退学させていただきます。その場合、授業料など一切の費用の返還はいたしません。
2. 当校施設などに損害を与えた場合、損害賠償を求めることがあります。
3. 教室での許可なく撮影・録音は禁止です。
4. すべての生徒様の健康を守るために、インフルエンザなど伝染病にかかった場合、レッスンをお休みいただくようお願いいたします。
5. 天候、講師の病気などによる休講の場合の取扱いについてはその都度考慮いたします。
6. 天災等不可抗力による休講の場合、振替レッスン・返金はいたしません。なお、休講の判断は天気予報、交通機関の乱れなどを総合的に判断して、とちぎ中国語スクールが決定いたします。その場合事前にご連絡が出来ない場合もありますので、ご了承ください。

#### 第11条 本約款の有効期間について

本約款は、受講者が退学されるまで有効とします。

## 第12条 附 則

1. 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他の約款に関して紛争が生じた場合は、両者の協議で解決するものとします。
2. 本約款に定めない事項については、民法その他の法令によるものとします。
3. 今後契約内容が改訂された場合受講生は遵守するものとします。

以 上

所 在 地 栃木県宇都宮市宿郷3-19-10

学 校 名 とちぎ中国語スクール

代表者名 張 愛雲 (チョウ アイユン)

電 話 028-610-3340